

・審査の実施状況

県における、施設整備等に関する審査の実績は、以下のとおりである。

なお、今般包括外部監査の対象とした直近5年間における審査においては、法人設立・合併・解散等に関する審査の対象は該当なかった。

(注) 審査の結果、国などへの社会福祉・医療施設等施設整備の協議をすることが適当であるとしたもののみを記載。以下同。

(平成28年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
救護施設	北秋田市	(福) 秋田県民生協会	ひばりヶ丘ホーム
特別養護老人ホーム	三種町	(福) 双山会	特別養護老人ホームもりたけ
特別養護老人ホーム	にかほ市	(福) 象潟健成会	特別養護老人ホーム合歓 (仮称)
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園 しらさわB (仮称)
共同生活援助	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園 しらさわA (仮称)
共同生活援助	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園 つくし森A (仮称)
福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所	北秋田市	(福) 県北報公会	大野岱吉野学園
多機能型、短期入所	能代市	(福) 能代ふくし会	指定障害福祉サービス事業所ねむの木苑
共同生活援助、短期入所	能代市	(福) ニツ井めぐみ会	第二ニツ井めぐみホーム
就労継続支援B型	由利本荘市	(NPO) 逢い	くるみの里
多機能型	にかほ市	(福) 象潟健成会	さん・とらっぷ分場
福祉型障害児入所施設、障害者支援施設	横手市	(福) 秋田県社会福祉事業団	阿桜園
共同生活援助	横手市	(社医) 興生会	グループホームはぐる (仮称)
多機能型	横手市	(福) 五輪坂秋峰会	アカシア (仮称)
放課後児童クラブ室	小坂町	小坂町	小坂町子どもクラブ s k i p
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 向能代小学校留守家庭児童会 第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 向能代小学校留守家庭児童会 第2

放課後児童クラブ室	能代市	能代市	二ツ井児童クラブ 第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	二ツ井児童クラブ 第2
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	留守家庭児童会 はくちょうクラブ
乳児院	秋田市	日本赤十字社	秋田赤十字乳児院
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	湯沢南児童クラブ
保育所	能代市	(福) 杉松会	すぎ保育園
保育所	横手市	(福) 相和会	和光保育園
障害者支援施設、短期入所	大仙市	(福) 水交会	かわ舟の里角間川
放課後児童クラブ室	由利本荘市	(福) 石脇福祉会	小友学童クラブ

(平成 29 年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
特別養護老人ホーム	鹿角市	(福) 寿光会	鹿角微笑苑
特別養護老人ホーム	小坂町	(福) 小坂ふくし会	あかしあの郷
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) ウォームハート	(仮称)花館
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	福寿園
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	峰山荘
特別養護老人ホーム	大仙市	大仙美郷介護福祉組合	真森苑
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 柏仁会	ありすの街
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 県南ふくし会	こもればの杜
特別養護老人ホーム	仙北市	(福) 県南ふくし会	たざわこ清眺苑
特別養護老人ホーム	仙北市	(福) 仙北市社会福祉協議会	かくのだて桜苑
特別養護老人ホーム	美郷町	大仙美郷介護福祉組合	真昼荘
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園つくし森C (仮称)
生活介護、放課後等デイサービス、短期入所	能代市	(福) 能代ふくし会	指定障害福祉サービス事業所ねむの木苑
生活介護、就労継続支援B型	にかほ市	(福) 象潟健成会	さん・とらっぶ分場
生活介護、共同生活援助、短期入所	仙北市	(福) 秋田ふくしハートネット	愛仙の華 (仮称)
共同生活援助、短期入所	大仙市	(特非) 障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	シェアハウス銀のさじ (仮称)

共同生活援助、短期入所	横手市	(有) はる風	支援ハウスはる風
共同生活援助	湯沢市	(福) 偕行塾	(仮称) グループホーム東
共同生活援助	八郎潟町	(福) 南秋福祉会	グループホームつくし
共同生活援助、短期入所	八郎潟町	(福) 南秋福祉会	グループホームすみれ
共同生活援助	美郷町	(福) 慈泉会	トゥモローはうす
福祉型障害児入所施設	鹿角市	(福) 花輪ふくし会	福祉型障害児入所施設東山学園
障害者支援施設、短期入所	鹿角市	(福) 花輪ふくし会	指定障害者支援施設東山学園
障害者支援施設、短期入所	小坂町	(福) 花輪ふくし会	障害者支援施設更望園
共同生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練	大館市	(福) 花輪ふくし会	グループホームシオン、ケアワークおおだて
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 花輪ふくし会	グループホームミズキ
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 花輪ふくし会	グループホームスマレ
生活介護、就労継続支援B型	潟上市	(福) 南秋福祉会	潟上天王つくし苑
生活介護、就労継続支援B型	潟上市	(福) 南秋福祉会	飯田川つくし苑
生活介護、就労継続支援B型	大潟村	(福) 南秋福祉会	大潟つくし苑
就労継続支援B型、就労移行支援	大仙市	(特非) ワーカーズコープ	大仙地域福祉事業所いぶりん
共同生活援助	横手市	NPO法人「太陽の園」	すまいる
自立訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型	湯沢市	(医) 仁恵会	障害者総合支援事業所「松風」
障害者支援施設、短期入所	大仙市	(福) 水交会	かわ舟の里角間川
放課後児童クラブ室	能代市	学校法人湊城学園	放課後教室あすなる (つき組)

放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 雄仁会	あおぞら児童クラブ 四ツ小屋・御所野教室
放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 翼友会	アフタースクール fuji
放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 風の遊育舎	あきたチャイルドクラブ
放課後児童クラブ室	秋田市	(福) 雄仁会	あおぞら児童クラブ
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	(仮称) 大豊児童クラブ
放課後児童クラブ室	大潟村	大潟村	大潟村放課後児童クラブ
放課後児童クラブ室	仙北市	仙北市	マロンクラブ
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	ふたば学童クラブ
病児保育施設	大仙市	大曲こどもクリニック	仮称・大曲こどもクリ ニック病児・病後児 保育園

(平成 30 年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 比内ふくし会	やまぼうし(仮称)
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 比内ふくし会	はなみずき
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 水交苑	水交苑
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 大館市社会福祉事業団	つくし苑
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	長慶荘
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	神山荘
共同生活援助、短期入所	大仙市	(特非) 障害者自立生活センター「ほっと大仙」	グループホーム銀のさじ(仮)
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム矢立育成園(つくし寮C) ショートステイ矢立育成園(つくし寮C)
共同生活援助	湯沢市	(福) 偕行塾	(仮) グループホーム東
共同生活援助、短期入所	横手市	(有) はる風	支援ハウスはる風
福祉型障害児入所施設	北秋田市	(福) 県北報公会	障害児入所施設大野岱吉野学園
共同生活援助、短期入所	大仙市	(福) 水交会	かわみなと寮
共同生活援助、短期入所	大館市	(福) 大館圏域ふくし会	グループホーム軽井沢福祉園(つくし寮A) ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮A)
共同生活援助、短期入所	湯沢市	(特非) 湯雄福祉会	グループホームひまわり
共同生活援助、短期入所	大仙市	(有) ふぁみりい	グループホームしるべ
障害者支援施設	藤里町	(福) 秋田虹の会	障害者支援施設虹のいえ

共同生活援助	湯沢市	(福) 長いスプーン	グループホームカメラーデンⅡ
多機能型（生活介護、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所）	大館市	(福) 花輪ふくし会	多機能型事業所ばすてる（仮） グループホームきゃんばす（仮）
地域小規模児童養護施設	秋田市	(福) 感恩講	(仮称) 感恩講地域小規模児童養護施設
放課後児童クラブ室	由利本荘市	由利本荘市	尾崎学童クラブA
放課後児童クラブ室	由利本荘市	由利本荘市	尾崎学童クラブB
児童館	由利本荘市	由利本荘市	本荘中央児童館
病児保育施設	湯沢市	湯沢市	湯沢市病児保育室
保育所	横手市	(福) 一真会	(仮称) 植田・睦合総合保育所
保育所	横手市	(福) 旭保育園	たいゆう保育園
幼保連携型認定こども園	由利本荘市	(福) 由利本荘保育会	西目こども園

(令和元年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
放課後児童クラブ室	北秋田市	北秋田市	(仮称) 鷹巣中央小・鷹巣南小放課後児童クラブA
放課後児童クラブ室	北秋田市	北秋田市	(仮称) 鷹巣中央小・鷹巣南小放課後児童クラブB
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第1
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第2
放課後児童クラブ室	能代市	能代市	(仮称) 第四小学校区放課後児童クラブ第3
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	でとA児童クラブ
放課後児童クラブ室	潟上市	潟上市	でとB児童クラブ
放課後児童クラブ室	五城目町	五城目町	(仮称) 五城目学童施設A
放課後児童クラブ室	五城目町	五城目町	(仮称) 五城目学童施設B
放課後児童クラブ室	にかほ市	にかほ市	仁賀保学童保育クラブ
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字Ⅰ」
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字Ⅱ」
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「十文字Ⅲ」

放課後児童クラブ室	横手市	横手市	(仮称) 学童保育「植田・睦合」
生活介護	鹿角市	(特非) 鹿角親交会	(仮称) 生活介護事業所いっぷく堂
共同生活援助	大館市	(特非) 共生センターとっと 工房	たのしいわが家 2号棟 (仮称)
共同生活援助、短期入所	美郷町	(株) よつば	グループホームあいあい 2号館
共同生活援助、短期入所	美郷町	(福) 慈泉会	サンワークの家II
障害者支援施設、福祉型障害児入所施設	横手市	(福) 秋田県社会福祉事業団	障害者支援施設 阿桜園
特別養護老人ホーム	能代市	(仮称) (福) のしろ汐風会	(仮称) やすらぎの里
特別養護老人ホーム	湯沢市	(福) いなかわ福祉会	健寿苑
介護医療院	湯沢市	(医) 小野崎医院	小野崎医院
保育所	北秋田市	(福) 七日市保育園	七日市保育園

(令和2年度)

施設種別	市町村名	設置主体	施設名
特別養護老人ホーム	大館市	(福) 水交苑	水交苑
介護医療院	大館市	(医) 光智会	西大館病院
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	愛幸園
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	桜寿苑
特別養護老人ホーム	大仙市	(福) 大仙ふくし会	福寿園
介護老人保健施設	大仙市	(福) 大仙ふくし会	幸寿園
特別養護老人ホーム	大仙市	大仙美郷介護福祉組合	真森苑
介護医療院	湯沢市	(医) せいとく会	菅医院
特別養護老人ホーム	湯沢市	(福) 雄勝なごみ会	いさみが岡
就労継続支援B型、共同生活援助、短期入所、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	能代市	(福) 能代ふくし会	能代地域生活支援センター
宿泊型自立訓練、自立訓練、就労継続支援B型	湯沢市	(医) 仁恵会	松風

生活介護、施設入所支援、短期入所	北秋田市	(福) 秋田県民生協会	障害者支援施設 グリーンハウス
共同生活援助、短期入所	横手市	シャイニングワンスターズ(株)	(仮称) イオ赤坂
放課後児童クラブ室	横手市	横手市	にこにこキッズ雄物川Ⅲ
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	(仮称) 稲川地域統合放課後児童クラブA
放課後児童クラブ室	湯沢市	湯沢市	(仮称) 稲川地域統合放課後児童クラブB
放課後児童クラブ室	鹿角市	鹿角市	(仮称) 柴平児童クラブ①
放課後児童クラブ室	鹿角市	鹿角市	(仮称) 柴平児童クラブ②
放課後児童クラブ室	鹿角市	(福) 愛生会	鹿角市大湯児童クラブ
放課後児童クラブ室	大仙市	大仙市	(仮称) 豊岡・豊川児童クラブ
共同生活援助	にかほ市	(株) 大日向建築	グループホーム太平

(3) 指導監査

・指導監査実施要綱

県は、厚生労働省が公表する「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準拠して、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を策定し運用している。

秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱の内容は、以下のとおりとなっている。

1 目的

この要綱は、社会福祉法人等（社会福祉法人、社会福祉施設、保育所、社会福祉協議会等、措置等の実施機関をいう。以下同じ。）に対して行う指導監査に関する基本的事項を定めることにより、利用者等の処遇の充実、適正な運営の確保及び不祥事の未然防止を図るとともに、業務運営や事務・事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

2 指導監査対象

指導監査の対象は次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人

(2) 社会福祉施設

- ① 老人福祉施設（特別養護老人ホームを除く）
- ② 生活保護施設
- ③ 婦人保護施設
- ④ 児童福祉施設（助産施設及び保育所を除く）
- ⑤ 障害者支援施設

(3) 保育所

(4) 社会福祉協議会等

- ① 秋田県社会福祉協議会
- ② 町村社会福祉協議会
- ③ 秋田県共同募金会

(5) 措置等の実施機関

- ① 福祉事務所
- ② 市町村

3 指導監査の実施方針

指導監査は、毎年度、各指導監査対象別に定める実施方針（別記1）に基づいて行うものとする。

参考：実施方針（別記1）

令和2年度秋田県社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービス提供の中心的役割を果たすことから高い公益性、非営利性が求められており、今般の社会福祉制度改革において、経営組織のガバナンスの強化、運営の透明性の確保、財務規律の強化のほか、地域へ貢献する取組等が規定されたところである。

また、社会福祉施設については、高齢化の進行や障害者の地域生活への移行の推進等により、利用者本位のサービス提供、利用者の人権への配慮のほか、運営基準等の法令遵守や苦情解決体制の確立等が求められているところであるが、昨今の自然災害の増加、社会情勢の変化により、災害や防犯への態勢整備についても必要とされている。

このような状況を踏まえ、指導監査においては、社会福祉法人及び社会福祉施設（以下法人等」という。）の自主性、自立性を持った運営が行われることを前提に、法人等の適正な運営及び適切な利用者処遇の確保とあわせて、経営・運営状況の透明性の向上に積極的に取り組むよう指導していく。

なお、法令等の違反、運営費等の不正流用や利用者に対する極めて不適切なサービス提供などが明らかになった場合には、特別監査等を実施して厳正に対応するものとする。

このため、令和2年度における法人等の指導監査については、重点的、効率的に実施することを基本にして、次のとおり実施方針を定めるものとする。

第1 基本方針

秋田県が所管する法人等の指導監査に当たっては、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づくもののほか、次の事項を基本として、効果的かつ効率的に行うものとする。

なお、令和2年度の法人等指導監査実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から感染リスクが比較的低いと思われる法人本部等から順次指導監査を実施するものとし、今後の感染拡大の状況によっては指導監査

の実施延期や計画の変更等について検討するものとする。

第2 指導監査の対象及び方法

1 対象

- (1) 社会福祉法人（保育所のみ運営する法人及び社会福祉協議会を除く。）
- (2) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、助産施設及び保育所を除く。）

2 方法

(1) 一般監査

法人等に対する実地監査は、要綱の規定により定期的に行っているところであるが、近年の監査体制等を考慮し、社会福祉施設（生活保護施設を除く。）については、4年に1回の頻度とし、その対象は別紙「指導監査計画」のとおりとする。

(2) 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人等に対しては、必要に応じて随時実施するものとする。

第3 指導監査の実施内容

1 社会福祉法人

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「指導監査ガイドライン」に基づき、次の事項を重点に指導監査を行うものとする。

また、平成29年度から令和元年度までの3箇年で所管社会福祉法人に対する指導監査が一巡したが、改正後の社会福祉法に基づく運営体制に不備がある法人が認められたことから、本年度においても、社会福祉法の改正に対応する運営体制に係る指導を重点的に行っていくこととする。

【重点事項】

(1) 組織運営

- ① 社会福祉法の改正に対応する体制づくりは適切に実施しているか。
- ② 評議員会及び理事会において、実質的な審議が行われているか。
- ③ 評議員及び理事が業務を適正に執行しているか。
- ④ 評議員・理事・監事は、要件を満たす者が適切な手続きにより選任されているか。また、その独立性が確保されているか。
- ⑤ 評議員・理事・監事の報酬等の支給基準が作成され、インターネットの利用により公表されているか。

(2) 人事管理

① 重要な職員（施設長等）の任免に当たっては、理事会の議決を経ているか。

(3) 財務管理・会計管理

① 法人の資産、特に基本財産の管理運用は、安全、確実な方法で、定款の定めに従って適正に管理されているか。

② 会計、経理が会計基準省令、定款及び法人が定める経理規程に則り、牽制機能をもって適正に行われているか。

(4) その他

① 法人の業務及び財務等に関する情報の開示が適正に行われているか。

② 苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。

③ 福祉サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

2 社会福祉施設

国の指導監査に係る通知を参酌し、法令、通知等に根拠を有する、次の事項を重点に指導監査を行うものとする。

【重点事項】

(1) 施設の運営管理体制

① 防犯・安全管理に関する設備の整備及び点検、自然災害等非常時の情報収集・避難体制の確保等が行われているか。特に水害・土砂災害のおそれがある地域に立地している社会福祉施設については、避難確保計画の作成及び訓練が適切に行われているか。

② 職員処遇が労働基準法等関係法令、通知に則して適正に行われているか。

(2) 適切な利用者処遇の確保

① 利用者処遇に当たって、個別処遇計画が適切な時期に見直しされているか。

② 個人情報の取扱いが適切に行われているか。

③ 利用者等からの相談や要望、苦情等に対して適切に対処しているか。

④ 入所者等の人権の擁護、虐待の防止、身体的拘束の適正化に関する取組等のための必要な体制が整備されているか。

(3) 会計処理

① 会計責任者及び出納職員が置かれ、複数による内部牽制体制が確立されているか。

② 入所者預り金について、「入所者預り金取扱規程」に基づき、預金通帳保管者、印鑑保管者を別にするなど、内部牽制体制の確保に努めているか。

第4 監査事項及び着眼点

社会福祉法人については、「指導監査ガイドライン」のとおりとする。

社会福祉施設については、施設種別の社会福祉施設指導監査調書のとおりとする。

第5 指摘区分

監査結果の指摘区分については、文書指摘事項と口頭指摘事項とし、原則として次表のとおりとする。

指摘区分	指摘区分の基準
文書指摘事項	福祉関係法令、通知及び法人の定款等に抵触している事項で、文書で通知し、報告を求めるもの
口頭指摘事項	法人及び施設の適切な運営、利用者の適正な処遇等を確保する上から指導する事項で、文書で通知するもの

社会福祉法人の指摘区分については「指導監査ガイドライン」による。

(参考 指導監査ガイドライン)

実施要綱の5の(1)に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。

- (1) 監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。
- (2) 指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。
- (3) 指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。
- (4) 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。

第6 指導監査の日程

日程は、原則として1法人又は1施設につき各1日とする。

第7 指導監査の実施計画

別紙による。

(監査人注) 別紙→監査のスケジュール案を別途作成している。

4 指導監査の実施主体及び対象

指導監査の実施主体及び対象は別表 1 のとおりとする。

(参考：別表 1 の内容)

1 社会福祉法人（保育所のみを運営する法人を除く）

実施対象	実施主体
県所管法人	本庁（福祉政策課）

2 社会福祉施設

① 老人福祉施設

実施対象	実施主体
県所管施設	本庁（福祉政策課／長寿社会課）と地域振興局の共同実施

② 生活保護施設

実施対象	実施主体
県所管施設	本庁（福祉政策課／地域・家庭福祉課）、一部の県所管施設については本庁と地域振興局の共同実施

③ 婦人保護施設

実施対象	実施主体
県内全施設	本庁（福祉政策課／地域・家庭福祉課）

④ 児童福祉施設

実施対象	実施主体
県所管施設	本庁（福祉政策課／障害福祉課／地域・家庭福祉課）、一部の県所管施設については本庁と地域振興局の共同実施

⑤ 障害者支援施設

実施対象	実施主体
県内全施設	本庁（福祉政策課／障害福祉課）

(注) 介護保険施設については、秋田県介護保険施設等指導監査要綱及び秋田県介護保険施設等監査要綱による対応に委任する。助産施設については、医療法の病院、診療所又は助産所で行うものであることから、医療法に基づく対応に委任する。

3 保育所（保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを運営する法人を含む）

実施対象	実施主体
県教育庁所管施設	教育庁（幼保推進課）
県教育事務所所管施設	教育庁（幼保推進課）と教育事務所の共同実施

4 社会福祉協議会・共同募金会

実施対象	実施主体
県社会福祉協議会	本庁（福祉政策課／地域・家庭福祉課）
町村社会福祉協議会	本庁（福祉政策課／地域・家庭福祉課）と地域振興局の共同実施
県共同募金会	本庁（福祉政策課／地域・家庭福祉課）

（以下、省略）

5 指導監査の班編成

指導監査の班編成は次のとおりとする。

ただし、保育所、保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを運営する法人及び措置等の実施機関については、各担当課において班編成を行う。

区 分	県本庁実施	県本庁と地域振興局福祉環境部の共同実施	地域振興局福祉環境部実施
班 長	福祉政策課 監査・授護班職員 (注)	福祉政策課 監査・授護班職員	地域振興局福祉環境部 担当課長（班長）
班 員	所管課職員	所管課職員 地域振興局福祉環境部職員	地域振興局福祉環境部職員

（注）千秋学園は、地域・家庭福祉課家庭福祉班職員が班長となる。

6 指導監査の実施内容

（1）指導監査の方法

- ① 指導監査は、原則としてすべての指導監査対象に対して、別表2の基準（1）により実地において、社会福祉法人・社会福祉施設は3箇年に1回、他の監査対象にあっては2年に1回実施するものとする。

なお、必要に応じて、経理事務等に関する現地での集合監査や集団指導を行うなど、指導監査の効率的な実施方法を併用する。

ただし、別表2の基準(2)に該当する社会福祉法人等については、当該指導監査対象に対する実地による指導監査を4箇年または5箇年に1回、(3)に該当する社会福祉法人等については4箇年に1回とすることができる。

- ② 社会福祉法人等の運営等に問題を有するものについては、上記①の取り扱いによらず実地による指導監査を適宜実施する。
- ③ 特に、社会福祉法人等の運営等に重大な問題を有するものについては、必要に応じて随時特別指導監査を実施する。

(2) 実施計画の策定

- ① 地域振興局福祉環境部(教育事務所)が実施することになっている指導監査の実実施計画の策定にあたって、地域振興局福祉環境部(教育事務所)は、監査対象となっている社会福祉法人等のうち、県本庁と共同実施の必要があると認められる社会福祉法人等及び県本庁で実施することが適当と認められる社会福祉法人等について、年度当初に「指導監査計画書」を福祉政策課(幼保推進課)に提出するものとする。
- ② 上記計画書の提出をうけて、県本庁においては共同実施の必要があると認められる社会福祉法人等を選定して実施計画の調整を行う。
- ③ 指導監査の実実施計画は、別表1に定める各実施主体が指導監査対象及び関係各課の業務量を勘案して、年度当初に策定する。

(3) 指導監査実施の通知

- ① 指導監査実施主体は、あらかじめ、対象社会福祉法人等に対して実施期日・提出資料等の必要な事項を通知するものとする。
- ② 対象社会福祉法人等に対する指導監査実施通知等は別表1のとおりとする。

(4) 事前資料の提出

実施の通知の際には、別記2の指導監査資料(様式)を送付し、指導監査実施期日の2週間前までに実施主体あてに提出させるものとする。

(5) 指導監査の実施

- ① 指導監査の実施に当たっては、毎年度法人から提出される報告書類のほか上記(4)により提出された指導監査資料及び社会福祉法人等の備え付けている関係諸帳簿に基づき、社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。
- ② 指導監査終了後、班長が指導監査をした内容について講評を行い、改善を要

する事項について具体的に指示するものとする。

(6) 指導監査事項の省略

社会福祉法人においては、次の事項に該当する場合に指導監査事項を省略することができるものとする。

- ① 社会福祉法（以下、「法」とする。）第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- ② 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、別紙「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。
- ③ ①の会計監査及び②の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、社会福祉法人指導監査調書である「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的な実施に努めるものとする。

(7) 指導監査実施後の処理

- ① 指導監査に出向いた職員は、終了後、速やかに指導監査結果の復命書を作成し、知事に報告する。なお、共同実施の場合、実施主体以外の職員は、復命後、概ね2週間以内に指導監査調書（指摘事項を含む）の写しを実施主体あてに送付するものとする。
- ② 前記（5）②の指示事項中、重要な事項については、文書（別紙様式2）により、指導監査終了後1か月以内を目途に指示し、文書指摘事項については報告を求めるものとする。

また、必要に応じて実地において改善状況を確認する。

- ③ ①の指導を行った事項について改善が図られないものと判断される等の場合における、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）の実施、または、当該善勧告に従わなかった場合については、社会福祉法における社会福祉法人の取扱い同様、各法の定めに基づき、原則的に法人、施設等の所管課において対応するものとする。

なお、社会福祉法人における根拠等は次のとおりである。

- (ア) 法第 56 条第 4 項又は第 58 条第 2 項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等必要な措置を講ずる。

なお、文書による改善勧告は（別紙様式 3）、改善報告（別紙様式 4）を参考とする。

- (イ) (ア)における勧告に従わなかったときは、社会福祉法第 56 条第 5 項の規定に基づき、その旨を公表する等所要の措置を講ずる。

- (ウ) 正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 56 条第 6 項又は第 58 条第 3 項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。

- ④ 地域振興局福祉環境部における実施結果については、別紙様式 5 により、福祉政策課あてに報告するものとする。

教育事務所における実施結果については、幼保推進課あてに報告するものとする。この場合において幼保推進課は実施結果をとりまとめの上、福祉政策課あて報告するものとする。

- ⑤ 指導監査の結果、指摘事項の是正改善状況等を把握し、問題点に応じた重点かつ継続的な指導に当たるため、指導改善状況管理台帳（別紙様式 6）を作成するものとする。

- ⑥ ③における処理を行った場合は、④、⑤に基づき同様に処理するものとする。

7 新設社会福祉法人等の指導監査の実施

新設の社会福祉法人に対しては、設立年度又は次年度の早期に指導監査を行うものとする。

8 その他

県は、指導監査の結果について文書により指示した状況を、出来る限り利用者保護の観点から開示する。

・指導監査の実施状況

県における法人指導監査の実績は以下のとおりである。

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	計
法人数	21	19	15	55

令和 2 年度末時点で県の指導監査対象法人は 55 法人であり（包括外部監査実施現在（令和 3 年度）の対象法人は 2 法人増加の 57 法人）、「秋田県社会福祉法人指導監査実施要綱」の規定どおり、3 年に 1 回の割合で全ての法人が監査を受けるローテーションとなっている。

なお、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」では、一定の要件（公認会計士等による外部監査又は内部統制・財務会計に関する事務処理体制の向上支援を受けていること等）に該当する社会福祉法人については、当該法人に対する実地による指導監査を 4 年または 5 年に 1 回とすることができると定められているが、現状、法人運営上のリスク等を勘案し、当該規定の適用はされていない。

(4) 教育・研修

県における、社会福祉法人の指導監督業務に関連して実施した職員研修の実績は、以下のとおりである（直近おおむね3カ年程度の実績を記載）。

1 社会福祉法人指導監査担当職員研修会

主催：厚生労働省

時期：毎年5～6月頃

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、オンラインによる会議の際に一部実施。

内容：・社会福祉法人指導監査実施要綱等に関する説明
・社会福祉法人会計に係る指導実務

受講状況：平成30年度 福祉政策課2人

令和元年度 福祉政策課1人

令和3年度 福祉政策課2人

2 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修

主催：国立保健医療科学院

時期：毎年5～6月頃

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、オンラインで実施。

内容：・法人指導監査について（講義、意見交換等）
・施設指導監査について（講義、意見交換等）

受講状況：平成30年度 福祉政策課1人、山本福祉環境部1人

令和元年度 秋田福祉環境部1人

令和3年度 受講なし

※当初、福祉環境部から参加の予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応で多忙のためキャンセル。

3 社会福祉法人指導監査東北ブロック連絡会議

主催：東北6県の都道府県、政令市、中核市で持ち回り

時期：毎年2月

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

令和3年度は、書面開催予定。

内容：・厚生労働省担当者による講義

(社会福祉法人の動向、指導監査ガイドラインに基づく監査の概要等)

・協議（課題の検討及び意見交換、並びに厚生労働省からの講評）

出席状況：毎年、福祉政策課1人

第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

1 実施した監査手続

(1) 監査手続の概要

1. 認可申請・施設整備等の審査

(計画された監査手続)

県の社会福祉法人に係る認可申請・施設整備等の審査に関する各種規定・審査書類等の文書の閲覧並びに所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、審査の実施において法令や所定の基準等を遵守するための内部けん制機能が確保されていることを確かめる。→4 ページ ア

(実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会設置要綱」及び「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会運営要領」を閲覧し、県の認可申請・施設整備等の審査に関する規定の整備状況並びに業務の全体像・実施過程を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課に対してヒアリングを実施し、審査業務の一般的な実施状況等を確認した。
- ・過去5期分（平成28年度～令和2年度）の審査会資料を閲覧し、審査に関する個別的な業務の実施状況等を確認した。

2. 法定届出書類の提出状況

(計画された監査手続)

県の社会福祉法人に係る届出に関する業務手順・受理の状況について所管部署に対する質問を実施し、その実施過程を理解するとともに、財務諸表等電子開示システムの開示資料を閲覧して、法令等に準拠した届出が行われていることを確かめる。→4 ページ イ

(実施した監査手続)

- ・所管部署である福祉政策課に対してヒアリングを実施し、審査業務の一般的な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人を対象として、「財務諸表等電子開示システム（W

AMNET)」における県の所管法人の電子開示資料を閲覧し、社会福祉法や厚生労働省の通知等に照らした届出書類の網羅性並びに情報内容の十分性について確認した。

3. 指導監査の実施体制

(計画された監査手続)

県の社会福祉法人に対する指導監査に関する各種規定・マニュアル等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県における指導監査の実施体制が、十分な人員・時間等の確保や監査品質の維持・向上などにより、適切に構築されていることを確かめる。→4ページ ウ

(実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」並びに別記資料「指導監査ガイドライン」等を閲覧し、指導監査に関する各種規定・マニュアル等の整備状況並びに業務の全体像・実施体制を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。

4. 指導監査の実施過程

(計画された監査手続)

県の指導監査に関する監査計画・指導指針・実施過程等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県の指導監査が、法令や所定の基準等に則り、統一された方針のもとで効率的かつ有効に実施されていることを確かめる。→4ページ エ

(実施した監査手続)

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」の別記資料「実施方針」等を閲覧し、指導監査に関する監査計画・指導指針等の整備状況を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認した。
- ・上記の監査調書の閲覧結果を踏まえ、指導監査の実施過程について、各監査担当部署へ質問を実施し、不明点等について確認した。

- ・「財務諸表等電子開示システム（WAMNET）」における県の所管法人の電子開示資料を閲覧し、法人監査時資料との整合性や社会福祉法の規定に準拠した情報開示が行われているか等を確認した。

5. 監査対象法人の改善状況

（計画された監査手続）

県の指導監査に関する実施結果・前回指摘事項に関する改善状況の確認結果等の文書の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、監査対象の社会福祉法人において是正改善を要する事項が認められた場合に、当該法人に対し適切な指導を行うとともに、是正改善状況の確認まで行っていることを確かめる。→ 4 ページ オ

（実施した監査手続）

- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、指導監査業務の全般的な実施状況等を確認した。
- ・県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施結果及び指導助言の実施状況を確認した。
- ・上記の監査調書の閲覧結果を踏まえ、指導監査の実施結果及び指導助言の実施状況について、各監査担当部署へ質問を実施し、不明点等について確認した

6. 指導監査の実施状況の開示

（計画された監査手続）

県のホームページ等の閲覧並びに監査部署に対する質問を実施し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等の県民への開示体制及びその実施状況を理解するとともに、当該開示が、利用者の立場に立ったサービスの提供に資するという観点から適切に実施されていることを確かめる。→ 5 ページ カ

（実施した監査手続）

- ・「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」を閲覧し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等についての開示方針を把握した。
- ・所管部署である福祉政策課並びに幼保推進課に対してヒアリングを実施し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等についての開示体制を把握した。
- ・県のホームページを閲覧し、県の指導監査に関する実施方針・実施結果等の開

示の実施状況を把握するとともに、他の自治体での開示の実施状況と比較検討した。

(2) 監査調書を読覧した指導監査対象法人の一覧

No.	法人名	所在地	監査年度
1	秋田県社会福祉事業団	秋田市	令和2年度
2	秋田県社会福祉協議会	秋田市	平成30年度
3	小坂町社会福祉協議会	小坂町	平成30年度
4	上小阿仁村社会福祉協議会	上小阿仁村	平成30年度
5	藤里町社会福祉協議会	藤里町	平成30年度
6	八峰町社会福祉協議会	八峰町	平成30年度
7	三種町社会福祉協議会	三種町	令和元年度
8	五城目町社会福祉協議会	五城目町	平成30年度
9	八郎潟町社会福祉協議会	八郎潟町	平成30年度
10	井川町社会福祉協議会	井川町	令和2年度
11	大潟村社会福祉協議会	大潟村	令和元年度
12	美郷町社会福祉協議会	美郷町	令和元年度
13	羽後町社会福祉協議会	羽後町	令和2年度
14	東成瀬村社会福祉協議会	東成瀬村	令和元年度
15	秋田県母子寡婦福祉連合会	秋田市	令和元年度
16	秋田県身体障害者福祉協会	秋田市	令和2年度
17	秋田県共同募金会	秋田市	令和元年度
18	花輪ふくし会	鹿角市	令和元年度
19	小坂ふくし会	小坂町	令和元年度
20	秋田県民生協会	北秋田市	平成30年度
21	秋田虹の会	藤里町	平成30年度
22	八森峰浜ふくし会	八峰町	平成30年度
23	山本更生会	三種町	令和2年度
24	琴丘ふくし会	三種町	令和元年度
25	八竜山本ふくし会	三種町	平成30年度
26	双山会	三種町	令和元年度
27	縄文の杜	三種町	平成30年度
28	えびす会	秋田市	令和元年度
29	秋田県厚生協会	秋田市	平成30年度

30	グリーンローズ	秋田市	平成 30 年度
31	感恩講	秋田市	令和元年度
32	幸泉会	男鹿市	平成 30 年度
33	正和会	潟上市	平成 30 年度
34	五城目やまゆり会	五城目町	令和 2 年度
35	南秋福社会	八郎潟町	平成 30 年度
36	榮寿苑福社会	八郎潟町	令和 2 年度
37	井川町福社会	井川町	平成 30 年度
38	中央会	由利本荘市	令和元年度
39	久盛会	由利本荘市	平成 30 年度
40	県南ふくし会	大仙市	令和元年度
41	水交会	大仙市	令和 2 年度
42	六郷仙南福社会	美郷町	令和 2 年度
43	慈泉会	美郷町	令和元年度
44	ひらか福社会	横手市	令和 2 年度
45	横手福寿会	横手市	平成 30 年度
46	雄勝なごみ会	湯沢市	令和元年度
47	羽後町福社会	羽後町	令和元年度
48	六縁会	羽後町	令和元年度
49	五輪坂秋峰会	羽後町	令和 2 年度
50	友遊会	秋田市	令和 2 年度
51	山王平成会	秋田市	令和 2 年度
52	風の遊育舎	秋田市	令和 2 年度
53	翼友会	秋田市	令和 2 年度
54	こぼと会	小坂町	令和元年度
55	明和会	能代市	平成 30 年度

(3) 「2 監査結果について」の記載に関する留意事項

本監査は、包括外部監査として県に対して実施しているものであり、所轄の対象とはいえ県とは別個の存在である社会福祉法人及び社会福祉施設に対して直接監査を実施するものではない。本監査の手続においては、県が所管する社会福祉法人等に対しては、直接に質問や資料閲覧といった手続の実施を要請せず、県が行った指導監査の実施過程及び結果について、その記録である監査調書やインターネットでの公開情報を主な基礎として監査手続を実施し、指導監査の過程で県が知り得た当該法人等の情報を我々監査人も入手し確認している。

したがって、本監査において我々監査人が入手し把握した県の指導監査対象法人の情報は必ずしも網羅性・完全性が保証されるものではなく、我々の指摘事項や意見における事実・所見事項も、県が指導監査時等において入手・把握した情報を正として記載している。

また、県の指導監査においては、監査対象法人が法に基づき又は自主的に公開している情報を除き、法人内部の機密情報を対象として実施されることになるため、県は当該法人に対し、指導監査の過程で知り得た機密情報を不必要に外部に漏らすことのないよう一定の守秘義務を有しているものと解される。

よって、本監査においても、我々監査人が知り得た事例については、できる限りどの法人に関するものであるか特定できないように配慮し、個々の事例について法人名や具体的な記載を避けるようにしている。

2 監査結果について

(1) 指摘事項

【指摘事項 1】

財務書類の不備に対する指導について

(事実)

県の「法人指導監査ガイドライン」では、監査対象である社会福祉法人の計算関係書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表並びに注記事項、及び附属明細書）や財産目録等のいわゆる財務書類に関して、社会福祉法人会計基準に準拠しない開示を行っている場合は原則として指摘し、法人に改善を促すこととしている。

しかし、今般の包括外部監査において、県が実施した指導監査の調書及び県の所管法人が開示している財務書類につき監査チームが簡易的なレビュー（基本的に計算関係書類の閲覧のみ）を行い、会計処理・開示書類の不備等で目立ったものがないかどうか検証した結果、本来であれば指導監査の時点で発見し指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項が複数の法人において多数認められた。

もちろん、過年度の指摘事項の中には、財務書類についての作成誤謬や会計基準に準拠しない表示に関するものもあり、監査の実施段階で当該領域が軽視されているとまでは言えない。しかし、結果としては、それほど時間や手間をかけずとも、発見可能な不備が複数見落とされているように見受けられる。

上記の指摘事項とするか検討すべきであったと思われる事項の主な具体例は、以下のとおりである。

- ・作成すべき財務書類が一部作成されていない（拠点区分別の書類など）
- ・財務書類間の不整合（貸借対照表と附属明細書の記載内容のうち本来一致すべき項目が一致していないなど）
- ・会計基準上、記載が必須とされている注記事項が、一部記載されていない
- ・注記事項における金額が、本表と一致しない（貸借対照表の項目の注記事項に係る金額が、同表残高と一致しないなど）
- ・不適切な勘定科目の使用（同じ名称の科目が重複している、会計基準に準拠しない名称の使用など）
- ・資金収支計算書の予算欄に金額が記載されていない
- ・会計基準で規定されたものより過剰に詳細な区分で表示している
- ・その他、記載漏れや計算誤り等の誤謬

上記のうち多くは、指導監査における監査対象年度だけでなく、直近（令和2年度）の開示財務書類においても不備が修正されていない。

（所見）

上記については、県の「法人指導監査ガイドライン」上、原則として指摘事項として改善指導を行うべきものに該当する可能性があることから、監査の段階で対象法人に対し指導すべきである。

（（原則として）文書指摘とされているケースの例）

- ・作成すべき計算関係書類が作成されていない場合
- ・計算関係書類の様式が会計基準に準拠していない場合
- ・注記事項について計算関係書類の金額と一致しない場合
- ・把握された注記事項が注記されていない場合
- ・附属明細書について計算関係書類の金額と一致していない場合

（「法人指導監査ガイドライン」に基づき監査人が作成）

ガイドラインでは文書指摘とすべきとされていたとしても、不備の重要性や対応のスピード感（すぐに修正対応可能であるなど）を勘案して、口頭指摘にとどめる運用でも合理性がある場合がある。また、ガイドライン上明確な記載がなくとも、重要なのは法人側に誤りを気づかせ、同じような不備が発生しないよう指導することにあるので、財務書類の開示の適切性は、不備の発生可能性が高い領域と認識の上、重点的に監査する必要がある。

県の所管する社会福祉法人においては、公認会計士又は監査法人による外部監査（会計監査人監査）を受けている法人は4法人しかなく、外部公表される財務書類の外部からのチェックが十分でない法人の方が大多数である。また、一般的に、外部監査を受けていない法人の多くは社会福祉法人会計基準に対する習熟度が高いとは言えず、会計事務・財務報告に関する体制が十分整備されていないことが多く、実際、今般の包括外部監査においても同様の印象を受ける。社会福祉法人制度改革において従前より予定されている社会福祉法人に対する会計監査人設置義務の対象拡大は、昨今の社会情勢を踏まえ進捗が遅れており、当面、外部監査を受ける法人の数は増える見込みがないことから、事実上、多くの法人にとって、県の指導監査が唯一の外部監査と言える。したがって、本来、法人の財務内容の適切な開示は法人自らが自律的に行うべきものであるとしても、県の指導監査においてその指導的機能を十分に発揮し、可能な限り不備のない情報が開示されるように法人を指導監督していくべきである。

【指摘事項 2】

社会福祉法第 59 条に規定された書類の公表に関する不備に対する指導について

(事実)

社会福祉法第 59 条において、社会福祉法人は、以下の書類を所轄庁へ届け出なければならないとされている。

- ・ 計算関係書類（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第四十五条の二十八第二項の規定（会計監査人監査）の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）
- ・ 財産目録
- ・ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- ・ 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準を記載した書類
- ・ 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（現況報告書等）

また、社会福祉法第 59 条の 2（及び同施行規則第 10 条 3 項）において、社会福祉法人は、以下の書類をインターネット等を通じて遅滞なく公表しなければならないとされている。

- ・ 定款
- ・ 上記の計算関係書類のうち、法人単位資金収支計算書・同事業活動計算書・同貸借対照表・同注記事項
- ・ 役員等名簿
- ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・ 現況報告書
- ・ 社会福祉充実計画等（作成している場合のみ）

インターネット等を通じて公表すべきとされる書類については、所轄庁への届出に当たって「財務諸表等電子開示システム (WAMNET)」を利用し、電子データで届出が行われ、当該データが同システムを通じてインターネット上で閲覧に供されることになる。本システムは、社会福祉法人の運営の透明性を確保すること等を目的に、法人の運営状況及び財務状況に係る情報について、①一覧性・検索性を持たせたシステムを構築し、国民に情報提供できる体制を整備すること、②社会福祉法人が所轄庁へ届出を行う現況報告書、財務諸表等の様式作成を支援し、届出の電子化を推進することにより法人の事務負担を軽減することを主な目的と